

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人恵邑会（以下「この法人」という。）の定款第9条及び第24条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めるためのものである。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の取扱い)

第3条 役員等の報酬等は、社会福祉法人恵邑会定款第9条及び第24条に定めるとおり無報酬とする。

(費用)

第4条 この法人は、役員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は一般職員通勤費支給基準に準ずる。
- 3 役員等には、出張に要する旅費（交通費、宿泊費）を、一般職員出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる。

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(規程の変更)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附 則

この規程は平成29年 6月24日(評議員会の議決日)から施行する。